

青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
1-9-37 レス竹和式番館3階
TEL 045-577-0615
FAX 045-577-0618
URL: <https://kanagawa-aoi.ro.com/>



第13回定時総会 開催 新会長に伊藤公勝氏就任



のご臨席を賜り挙行されました。

6月9日（月）
午後3時から新横浜グレイスホテルにおいて第13回定時総会が開催されました。当日は委任状を含め1,458名の出席があり金子神奈川税務署長をはじめ、署担当官の皆様

総会終了後、理事会を開催し、会長・副会長を選定いたしました。

会長	伊藤 公勝（新任）
副会長	横田 恒夫（再任）
副会長	高橋 昭嘉（再任）
副会長	益子 良一（再任）
副会長	漆原 謙二（再任）

（敬称略）

第2部懇親会では多数のご来賓参加のもと、新会長・副会長の紹介の上、伊藤新会長の挨拶があり、続いて退任された4名の理事・監事の方々に、感謝状と記念品の贈呈を行いました。次にご来賓より會田神奈川県税務事務所所長、鈴木神奈川區長、東京地方税理士会神奈川支部金子支部長の3名の方から祝辞を賜った後、佐藤神奈川税務署副署長の乾杯にて開宴。参加者同士の親睦を深め盛会に行われました。



退任された役員の方々

浅沼 貢
木村 勝
小林 清
八城 一夫

（敬称略）

新会長就任の挨拶



会長 伊藤 公勝

向暑の候、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。このたび、第13回定時総会の役員改選により仲戸川前会長の後任として会長に就任いたしました伊藤でございます。歴史と伝統ある一般社団法人神奈川青色申告会の会長という重責を担うこととなり、身の引き締まる思いでございます。微力ではございますが、先人たちが築いてこられた礎の上に、さらなる発展と信頼を築けるよう精励して参りますので、前任者同様、格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨今の状況は、諸物価の高止まりや人手不足、世界情勢の不安定化など私たち事業者にとって依然として厳しい環境が続いております。税制においては、インボイス制度や電子帳簿保存法、さらには昨年の定額減税に続いて「年収一〇三万円の壁」の改正に伴う基礎控除及び給与所得控除の多段階な見直しなど税制面でも大きな変化が続いております。当会としてはこのような改正事項をはじめ、関係する諸制度について皆様への広報、周知に努め、当会に課された社会的役割を認識し、今後益々進むIT化の進展や複雑化する制度改正に柔軟に対応するため、調査研究と職員の指導力向上を図り、新しい時代に対応した皆様に頼られる会を目指し、本年度事業計画のもと青色申告会の発展のために新役員一同、努力していく所存でございます。

今後とも会員の皆様をはじめ、税務当局並びに関係団体の皆様方からの変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、会員の皆様のご健勝とご事業の益々のご繁栄を祈念申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

令和7年度 収支予算書

自：令和 7年 4月 1日

至：令和 8年 3月31日

(単位：円)

科目	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①基本財産運用益	5,000	85	4,915
基本財産運用益	5,000	85	4,915
②受取入会金	50,000	50,000	0
受取入会金	50,000	50,000	0
③受取会費	63,900,000	51,282,000	12,618,000
受取会費	63,900,000	51,282,000	12,618,000
④事業収益	7,819,000	8,210,000	△391,000
共済手数料収益	1,450,000	1,500,000	△50,000
小規模企業共済手数料収益	850,000	850,000	0
労働保険手数料収益	1,400,000	1,400,000	0
労働保険報奨金収益	450,000	450,000	0
青色帳簿等売上収益	1,119,000	1,210,000	△91,000
会計ソフト販売手数料収益	950,000	1,000,000	△50,000
受託事業収益	1,600,000	1,800,000	△200,000
⑤雑収益	2,276,000	2,096,000	180,000
雑収益	2,276,000	2,096,000	180,000
経常収益計	74,050,000	61,638,085	12,411,915
(2) 経常費用			
①事業費	60,805,277	60,292,761	512,516
給料手当	22,010,000	21,888,000	122,000
臨時雇賃金	10,700,000	10,700,000	0
退職給付費用	514,341	88,672	425,669
法定福利費	3,816,000	3,777,000	39,000
福利厚生費	1,870,000	1,870,000	0
旅費交通費	248,000	278,000	△30,000
通信運搬費	3,649,000	4,257,000	△608,000
減価償却費	205,950	340,263	△134,313
消耗品費	1,495,000	944,000	551,000
印刷製本費	235,000	228,000	7,000
水道光熱費	944,000	944,000	0
賃借料	5,301,826	5,301,826	0
リース料	1,849,500	1,488,200	361,300
保険料	157,000	157,000	0
諸謝金	1,880,000	1,600,000	280,000
租税公課	170,000	130,000	40,000
車輛関係費	94,000	55,000	39,000
広告宣伝費	457,000	507,000	△50,000
新聞図書費	95,000	95,000	0
支払手数料	898,000	1,161,000	△263,000
慶弔費	300,000	300,000	0
会員福利費	2,617,000	2,762,000	△145,000
売上原価	1,053,660	1,128,800	△75,140
修繕費	79,000	126,000	△47,000
雑費	166,000	166,000	0
②管理費	17,576,371	17,810,645	△234,274
給料手当	6,950,000	6,912,000	38,000
退職給付費用	162,424	28,002	134,422
法定福利費	1,034,000	1,023,000	11,000
福利厚生費	506,000	506,000	0
旅費交通費	410,000	420,000	△10,000
通信運搬費	416,000	358,000	58,000
減価償却費	55,806	92,202	△36,396
消耗品費	405,000	256,000	149,000
印刷製本費	9,000	6,000	3,000
水道光熱費	256,000	256,000	0
賃借料	1,436,641	1,436,641	0
リース料	175,500	175,000	500
保険料	43,000	43,000	0
租税公課	40,000	50,000	△10,000
車輛関係費	26,000	15,000	11,000
支払負担金	2,435,000	2,435,000	0
渉外費	775,000	825,000	△50,000
広告宣伝費	43,000	43,000	0
会議費	1,375,000	1,295,000	80,000
支払手数料	858,000	1,457,800	△599,800
慶弔費	100,000	100,000	0
修繕費	21,000	34,000	△13,000
雑費	44,000	44,000	0
経常費用計	78,381,648	78,103,406	278,242
評価損益等調整前当期経常増減額	△4,331,648	△16,465,321	12,133,673
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△4,331,648	△16,465,321	12,133,673
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
器具備品取得引当積み取崩収益	1,321,096	0	1,321,096
経常外収益計	1,321,096	0	1,321,096
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	1,321,096	0	1,321,096
租税公課 (法人税等)	75,000	75,000	0
当期一般正味財産増減額	△3,085,552	△16,540,321	13,454,769
一般正味財産期首残高	23,280,567	30,288,158	△7,007,591
一般正味財産期末残高	20,195,015	13,747,837	6,447,178
(うち基本財産充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	20,195,015	13,747,837	6,447,178

令和7年度事業計画

I 基本活動

本会は健全な納税者団体として、誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図り、租税に関する研究調査を行い、もって納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立、事業経営と地域社会の健全な発展に寄与するとともに、会勢拡大に努め組織の基盤を確立することを基本に事業活動を展開してまいります。今経済活動は緩やかな回復基調をたどる一方、歴史的な賃上げに伴う人件費の上昇や円安による輸入物価の高騰、深刻な人手不足の問題など、企業経営は依然として厳しい状況にあります。本年も引き続き本会の目的を達成するための諸事業を推進し、会員企業が関係する納税環境の変化に税務当局と連携し情報発信に努め、信頼される会活動に向けて取り組んでまいります。

II 事業計画

1 税制指導に関する事業

- (1) 複式簿記普及のための青色学校の開催と個別記帳指導を通じて、「青色申告特別控除65万円」適用の推進と記帳水準の向上を図る。
- (2) 記帳確認をはじめとした自己研さん運動を積極的に展開する。
- (3) 新規青色申告者をはじめ新入会者の記帳指導に努める。

2 組織の拡充に関する事業

- (1) 消費税インボイス制度施行に伴い制度に対応した記帳保存が求められる中、指導活動を通じて、より一層の青色申告制度普及と入会勧奨を推進し、会員増強を図る。
- (2) 税務署の青色コーナーに協力し、青色申告制度普及に努める。
- (3) 青年部・女性部の充実・強化により後継者の指導育成を図る。
- (4) 関係各官庁・友誼団体と相互連携・協調・交流を図る。

3 広報等に関する事業

- (1) 会員に必要な税情報を提供し、健全な税務知識の普及を図る。
- (2) 機関紙「青色かながわ」を発行する。
- (3) 税を考える週間・地域行事において、積極的に青色申告制度と本会のPRに努める。
- (4) ホームページを活用し情報発信に努める。

4 福祉厚生に関する事業

- (1) 研修旅行をはじめ各福利厚生活動を通じて、会員相互の親睦と交流を深める。
- (2) 会員の生活安定の為、小規模企業共済、各種共済・保険の普及を図る。
- (3) 生活習慣病健診の継続的な実施や保険の普及等、健康厚生事業を推進する。
- (4) 専門家による法律相談会を実施する。
- (5) 各種会員優待サービスの周知を図る。

5 会運営

- (1) 理事会、委員会部会等の各種会議を開催し、円滑な会運営に努める。
- (2) 事務局の充実発展のために諸施策を推進する。
- (3) 会財政の健全化に努める。

個人事業税の納付期限のお知らせ

個人事業税1期分

納付期限 令和7年9月1日(月)

[第2期分 納付期限 令和7年12月1日(月)]

県から送付される納税通知書によって、本年の納期限は、9月1日(月)と12月1日(月)の2回に分けて納めることになっています。

個人事業税とは…

個人事業主で法定業種に該当する方が対象となります。

税額の計算は…

(前年の事業から生じる所得金額※
－損失の繰越控除等の額－事業主控除額290万円)
×標準税率＝税額

※前年の事業から生じる所得金額は青色申告特別控除を差し引く前の金額になります。

? 個人事業税Q&A

Q、アパートや駐車場を貸している場合にも、個人事業税はかかるのですか？

A、一定の規模以上のアパートや駐車場などを貸し付けている場合は、不動産貸付業または駐車場業として個人事業税が課税されます。

－詳しくは神奈川県ホームページをご覧ください－

予定納税(第1期分)の納税をお忘れなく
第1期分納期 令和7年7月1日～7月31日
(振替納税登録の方の振替日令和7年7月31日)

前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度があります。この制度を予定納税といいます。予定納税は、予定納税基準額の3分の1の金額を、第1期分として7月1日から7月31日までに、第2期分として11月1日から11月30日までに納めることになっています。予定納税が必要な方には、所轄の税務署長からその年の6月中旬に書面で通知されます。

なお、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告において、予定納税額の通知書の「電子交付」を希望した方については、予定納税額の通知書を書面の送付に代えてe-Taxにより通知しています。

「予定納税額の減額申請」

廃業、休業又は業況不振などの理由により、その年の6月30日の現況で所得税および復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

第2期分の予定納税額だけの減額申請は11月15日までです(この場合には、10月31日の現況において見積ることとなります。)。なお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。

第44回「小学生の税の書道展」作品募集のお知らせ

神奈川税務署及び神奈川税務署管内関係民間団体では、毎年11月11日から17日の「税を考える週間」に併せて、「小学生の税の書道展」を開催しています。本年も開催に向けて作品を募集いたしますので、奮ってご応募ください。

対 象	神奈川区及び港北区内の小学校4年生・5年生・6年生		
課 題	4年生	テーマ	【税金で作られているもの】
		課 題	『水道』 『学校』
	5年生	テーマ	【申告・納税】
		課 題	『青色申告』 『電子納税』
	6年生	テーマ	【税金の使い道】
		課 題	『災害復旧』 『科学技術』

提出先 神奈川税務署 ※応募作品は、各小学校を通してご提出ください。
提出期限 令和7年9月5日(金) 必 着

※学年・氏名は特にしっかりと書くようにしてください。

- ◆ 令和7年11月7日(金)から13日(木)まで、キュービックプラザ新横浜にて入選作品を展示する予定です。
- ◆ 詳細につきましては、神奈川税務署総務課(Tel045-544-0141)までお問い合わせください。

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。

県連正副会長会議・理事会